

議会運営委員会記録（No.15）

1 日 時 令和7年11月7日（金）

午後1時05分 開会

午後1時29分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

3 出席委員（7人）

委 員 長	西 田 一	副 委 員 長	松 岡 裕一郎
委 員	菊 地 公 平	委 員	富士川 厚 子
委 員	小 宮 けい子	委 員	森 結実子
委 員	山 内 涼 成		

4 欠席委員（1人）

委 員 佐 藤 栄 作

5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総務部長	滝 刚
総務課長	荒 田 政 二	議会担当課長	平 野 雄 士

6 事務局職員

事務局長	天 本 克 己	次 長	檜木野 裕
総務課長	原 田 健 二	議事課長	木 村 貴 治
政策調査課長	清 水 俊 哉	広報・政務活動費担当課長	河 田 守 肇
議事係長	佐々木 雄一郎	書 記	河 野 裕 一
			外 関係職員

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情の審査 (1) 陳情第53号 市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行について (2) 陳情第41号 市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについて	(1) 継続審査とすることを決定。 (2) 継続審査とすることを決定。
2	令和7年12月定例会会期日程案について	資料No.2のとおり確認。
3	市歌斎唱への参加団体について	資料No.3のとおり確認。
4	議会運営上の協議事項について (1) 意見書、決議の全会派への事前説明について (No.4) (2) 本会議及び委員会でのSNSやメッセージアプリの使用の禁止について (No.5)	(1)及び(2)について、公明党から取下げの申出があり、取下げを決定。

8 会議の経過

(陳情第53号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（西田一君）開会します。本日は佐藤委員が欠席しております。まず、陳情の審査を行います。初めに、陳情第53号市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行についてを議題とします。本件について、事務局に説明させます。議事課長。

○議事課長 陳情第53号について、御説明いたします。陳情内容としましては、口頭陳情が開会の宣告前に行われるのを改めてほしいというものでございます。

本市議会では、先例において、口頭陳情は委員会開会前に受けるのを例とするとされていることから、口頭陳情の内容はネット中継や会議録へは掲載されておりません。また、請願・陳情は文書表で審査するのを例とするとされていること、さらに、請願・陳情の補足説明を行うための提出者による口頭陳情は、付託された委員会において委員長の許可により行うと先例に規定しております。

このように本市議会では、請願・陳情は文書表での審査が原則であり、提出者による口頭陳情は補足説明と考えられております。

なお、口頭陳情を開会中の議事として取り扱う場合の課題としましては、口頭陳情者による不適切な発言、ひぼう中傷、個人情報の漏えいなどがあった場合、それがそのままインターネットで生中継されるおそれがあると考えております。説明は以上でございます。

○委員長（西田一君）質問、意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君）まずもって、テレビ中継されるときにしばらくお待ちくださいはちょっ

と不自然かなという気がしています。一歩でも前にこれを進めるためにはどうするかということを考えたときに、名前、それから本人の承諾がとれれば顔だけでも、その5分間の中で出せることができないのかということはどうなんでしょう。

○委員長（西田一君）議事課長。

○議事課長 本人の同意が得られればというところですけれども、口頭陳情は市議会の裁量による部分が多く、口頭陳情自体を実施する、しないというところから、やり方は各議会に委ねられているものだと思います。御提案にもありましたように、同意が得られればということですけども、同意が得られなかつた陳情者への公平性の問題というのも考えないといけないのかなと思っております。今のやり方としては、市議会として全ての陳情者が安心して意見を述べられる環境を保障する責任というのもあるかと思いますので、公平性にも十分な配慮が必要なのではないかというふうに考えております。以上です。

○委員長（西田一君）山内委員。

○委員（山内涼成君）もう一つの課題として、不適切な発言というのがあると思うんですけれども、これ過去に例えば、言える範囲でどの程度の発言があったのか分かりますか。

○委員長（西田一君）議事課長。

○議事課長 近い例で言えば、昨年だったかと思いますけども、口頭陳情の中で不穏な発言がありました。それに対して、実際の委員会の中で、ある委員が先ほど不穏な発言があつたかと思うので、そういう場合は正副委員長から注意してほしいというような発言があつたかと思います。それから、少し前になりますが、記憶の範囲になりますけども、口頭陳情者が不規則な発言をしたと、委員長の制止も聞かなかつたので、口頭陳情を中止して委員長が退場をさせたといった例がございます。そういう例があるというのが、記憶であります。また、不規則な発言ではないんですけども、実際に運営しておりますと、口頭陳情者が実際に来るかどうか、希望はしているんですけども、なんらかの事情で直前に来ることができなくなり、お見えにならなかつたという場合もございます。そういう場合の運営というところも若干気をつけないといけないかなと思っております。以上です。

○委員長（西田一君）山内委員。

○委員（山内涼成君）こうした場での意見というものは、議員は議員のそれぞれの責任において、これは発言されるものだというふうに思いますけれども、こういう口頭陳述した場合の責任の所在、これは議会の管理側としてどういう責任を感じられるのかということと、市民から見た場合の不適切だなということについての発言、これは最終的な責任というのは誰がとることになるんですか。

○委員長（西田一君）議事課長。

○議事課長 これはあくまで、議会の中での発言でありますので、それは委員の皆さん、執行部の皆さんと同じかと思いますので、発言者に責任があるものだと思っております。以上です。

○委員長（西田一君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、もう議員と同じということですよね。個人の責任においてということになるとすれば、これが不適切な発言がテレビに流されたということにおいて、議会を管理する側として責任はないわけですね。個人の発言の責任だということになれば、議員と同じということですよね。それは個人責任として、暴走しない限り、暴走した場合には出て行ってくださいというのが言えるわけですね。その発言において、個人の責任だということであれば、何を言ってもいいというものでもないと思うけれども、そこは私はある程度は仕方ない問題なのかなというふうに思うんですけど、そこはどうお考えですか。

○委員長（西田一君） 議事課長。

○議事課長 今の状況、開会前に行っている口頭陳情と言いますのは、陳情者がある意味自由に発言できる機会を確保している。それは結果として議会の秩序を維持しつつ、陳情者の発言の権利と言いますか、そういうものを実質的に保障するための議会運営上の合理的配慮というふうにも言えるのかなと考えております。委員長の責任として、議事整理、秩序を保持する、そういった責任がございます。そういった中では、今のやり方というのは、議事の混乱を避け、効率的で公平な審査を実現するためのこれまでの長年の経験に基づいた運用であって、決してそこは陳情者を軽んじているわけではないと思いますので、委員長の責任としての議事整理や秩序を維持するというそういった負担は増えるのかなと、そういった配慮は必要かと思います。以上です。

○委員長（西田一君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 陳情を軽んじているということであれば、決して口頭陳述なんか認めていないと思うんですよね。だから、それをさらに一步進めていくための担保として、また、できことがあるんじゃないかと考えたときには、この議会を運営していく中で、委員会を運営していく中で、委員長が最大の権限を持つのであれば、5分という限られた時間の中で、私はこれを認めてもいいのではないかというふうに思っております。これは意見です。

○委員長（西田一君） 菊地委員。

○委員（菊地公平君） 今、論点が2つあって、委員会の中で議論するということと、それを放送するということと、この2つが一緒に混ざってしまっている、議論が混ざっているのかなというふうに思っていまして、放送する、しないの話はまたそれはそれで考えるべきだし、委員会の中で議論するというのはそれはそれで考えるべきかなというふうに思っております。そういった意味でいうと、今の状況というのは、委員会の中で議論するための材料として、参考として認められているという形ですので、これはこれで一定の合理的な説明になるのかなというふうに思っております。陳情者が求めている部分として、それを放送してほしいということなのであれば、それは放送すべきかどうかというところで、また整理して議論する必要があるのであれば、そのように思っています。またもう1点、どこで議論するかといったときに、本当に必要で

あれば、委員会の中で委員長が参考人なりとして呼んで、そこで発言してもらえば、きちんと委員会の中のほうで受け止めることも可能だと思いますので、その判断というのが、もう1点考える材料としては必要になってくるのかなというふうに思います。意見です。以上です。

○委員長（西田一君）ほかはどうですか。議事課長。

○議事課長 今、少し御意見として出されました参考人というところですけども、通常委員会では審査、調査のため、執行部に出席を求めているところでございます。ですが、委員会において必要があると認めたとき、公式の議事の中でもしそういった意見を求めるのであれば、委員会が必要と判断をして、委員会が請願・陳情者に説明を求めるのであれば、現状の制度では参考人制度、それが制度としては当たるのかなというふうには考えております。以上です。

○委員長（西田一君）山内委員。

○委員（山内涼成君）これそうしたら、この陳情の場合、参考人というのは誰になるんですか。

○委員長（西田一君）議事課長。

○議事課長 委員会が求める参考人としては陳情者になります。

○委員（山内涼成君）ということですよね。ブーメランで戻ってきただけみたいな気がします。

○委員長（西田一君）山内委員、議事課長が一生懸命説明されましたけど、我々が主体的に受け止めてですね、結論を出したほうがいいのではないかと思いますので、今日はすみませんが継続審議になりますけど、きちんと対応したいなど、委員長としては思っております。

○委員（山内涼成君）それはお願ひします。

○委員長（西田一君）大丈夫ですか。ほかになければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。

次に、陳情第41号市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについてを議題とします。事務局に文書表を朗読させます。

（文書表の朗読）

本件について、事務局に説明させます。議事課長

○議事課長 陳情第41号について、御説明いたします。本市議会では、先例により請願・陳情は、文書表で審査するのを例とするとしております。そもそも文書表は、請願・陳情の審査を能率的かつ十分に行えるよう、不統一な請願・陳情書の原本を一定の様式で簡明にまとめたものであると理解しております。文書表の作成に当たっては、請願・陳情の趣旨や審査事項を明確にしながら、提出者の願意を損なわないよう留意してきたところでございます。その例として、令和4年4月以降に受理したもので、文書表にした際に、2ページ以内、1,500字程度に収まる内容であれば、ほぼ原文どおり掲載し、提出者の主張や思いが伝わるよう努めてきたとこ

ろでございます。また、請願・陳情者が提出した場所を示す地図や意見書案などを文書表の別紙として添付することも多くあり、分かりやすさにも十分配慮しているものと考えております。

そのような中、今回の陳情にもあるように、請願・陳情者が文書表に追加して、補足説明のため、参考資料を委員の皆様に配布したいとの申出がある場合がございます。この場合は、会議規則第147条において、議場又は委員会の会議室への資料の配布については、議長又は委員長の許可を得なければならないと委員の皆様の場合は規定されておりますので、これを準用し、請願・陳情者が希望する参考資料の配布についても、委員長の許可を得た上で配布しているところでございます。その上で、仮に補助資料を議事録に掲載しようとした場合、内容の信ぴょう性、個人情報保護や名誉毀損等への対応、著作権などの権利関係など、様々な課題があると考えております。

なお、先例では、議員が議長の許可を得て議場で配付した資料は会議録に記載しないとされ、委員会においても本会議の例により取り扱っております。このため、請願・陳情者が提出した補助資料は、同様に議事録に掲載することはないと考えております。説明は以上でございます。

○委員長（西田一君）質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、本件については、慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なし）

御異議なしと認め、そのとおり決定しました。以上で、陳情の審査を終わります。

次に、令和7年12月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。12月定例会につきましては、現在のところ、12月4日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を、従来の例に倣って作成しております。会期は12月4日から12日までの9日間でございます。

まず、本会議につきましては、4日は市長の提案理由説明及び質疑並びに一般質問、5日、8日及び9日の3日間は一般質問、12日は議案の採決でございます。

次に、常任委員会につきましては、10日と11日の2日間でございます。この日程でいきますと、請願・陳情の締切日は、点字分が11月27日、点字以外の一般分が12月3日となります。

なお、予定どおり12月定例会が12月4日に招集される場合には、その7日前に当たる11月27日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただこととなります。説明は以上でございます。

○委員長（西田一君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、市歌斎唱への参加団体について、12月定例会の担当会派は公明党さんですので、参加団体について、御説明をお願いします。

○委員（富士川厚子君） 資料ナンバー3をお願いします。参加団体について説明します。

参加団体は日明小学校合唱カンパニーです。歌うことが大好きな3年生から6年生の24名が集まり、心を育てるここと、聴いてくださる方に元気、勇気、力を贈ることを目標に日々楽しく活動しています。全日本小学校合唱コンクール全国大会に4年連続出場が決定しており、現在、あさって行われます、9日、浜松市で開催される第7回全国大会での金賞を目指して連日練習に励んでおります。

当日の実施方法については演壇前で斎唱します。議員、執行部共に起立のうえ、一緒に市歌の斎唱をお願いします。説明は以上です。

○委員長（西田一君） ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、議会運営上の協議事項についてを議題といたします。資料ナンバー4をお願いします。

資料に記載の協議事項4番、5番の2件について、提出会派の公明党さんから取り下げたいとの申出があっております。取下げについて、御説明をお願いします。

○委員（富士川厚子君） 4番の意見書、決議の全会派への事前説明についてです。意見書、決議について、提出会派が全会派に丁寧に事前説明を行うことで、全会一致など議案の可決を図り、本会議最終日の円滑な議事進行につなげはどうかと考え、協議事項として提案をいたしました。しかしながら、会派内で引き続き協議したところ、意見書、決議の内容によっては、慎重な判断を含むものなど説明が困難なものもあり、また、全ての会派への説明については相応の日数を要することとなり、スケジュール的にも難しいとの結論に至ったため、提案の取下げをさせていただきたいと思います。なお、現行の取扱いについても、必要に応じて各会派間において調整が行われているところであり、提案の取下げについては、これを妨げる趣旨のものではないことを申し添えます。

次に、5番の本会議及び委員会でのSNSやメッセージアプリの使用の禁止についてです。会議中のSNSやメッセージアプリの使用は、傍聴者等から審議中に私的利用しているなどの誤解を受けるおそれがあることから、使用を制限してはどうかと考え、協議事項として提案いたしました。しかし、会派内で引き続き協議したところ、閲覧自体を制限することのデメリットも大きく、使用の禁止は難しいとの結論に至ったため、提案を取り下げさせていただきたいと思います。なお、現在のタブレット端末の使用基準で、審議、審査中の情報を外部に発信しないことと規定されていることも踏まえ、審議中に私的利用していると誤解を受けないよう、議員各自、気をつけていただきたく、各会派で使用基準の周知をお願いいたしたいと思います。以上です。

○委員長（西田一君）では、ただいま公明党さんから申出のありました2件について、協議事項から取り下げることに御異議ありませんか。

（異議なし）

では、そのとおり決定します。

ほかになければ、本日は、これで閉会します。

議会運営委員会 委員長 西田 一 印